

2004年度 民事執行・保全法講義 第3回

関西大学法学部教授
栗田 隆

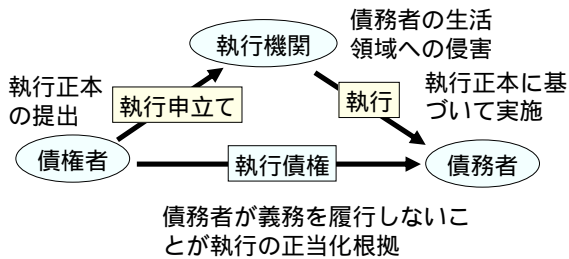
目 次

1. 執行正本（民執25条）
2. 執行文（民執26条 - 28条）
3. 執行開始要件（民執29条 - 31条）

T. Kurita

2

執行関係



T. Kurita

3

執行正本（執行力のある債務名義の正本）

- 民執法25条により強制執行の基礎となる文書を執行正本という（51条1項カッコ書き）。
- 原則

債務名義 = 執行債権の存在を公証

+

執行文 = 債務名義の執行力の現存および範囲（当事者、執行債権の額・種類）を公証

執行正本 = これに基づいてのみ強制執行が許される

T. Kurita

4

執行正本（続）

- 例外 次のものについては、債務名義に表示された当事者に対し、又はその者のために強制執行をする場合には、執行文は不要である。
 1. 少額訴訟における確定判決、又は
 2. 仮執行の宣言を付した
 - a. 少額訴訟の判決、若しくは
 - b. 支払督促

T. Kurita

5

執行文の付与

- 債務名義の正本の末尾に、次の趣旨の文言を付記する。

債権者Aは、債務者Bに対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

- この文言の中に執行力の本質が的確に表現されている。

T. Kurita

6

執行文付与機関

- 執行証書 原本を保存する公証人
- その他の債務名義 事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官

T. Kurita

7

執行文の種類

- 単純執行文
 1. 全部執行文
 2. 一部執行文（規則17条1項）
- 特殊執行文（一定の事項の調査が必要。規則17条2項・3項）
 1. 事実到来執行文（27条1項）
 2. （広義の）承継執行文（27条2項）
 - a. 交替執行文（23条1項2号）
 - b. （固有の）承継執行文（23条1項3号・2項）
 - c. 所持者執行文（23条3項）
 3. 債務者を特定しない執行文（27条3項）

T. Kurita

8

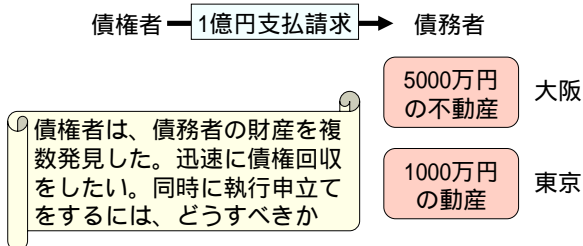
執行文の再度付与（28条）

- 債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき
- 執行文の付された債務名義の正本が滅失したとき

T. Kurita

9

設例



T. Kurita

10

債権額を超える執行の防止

- 執行文の付与の際に、付与の事実を債務名義の原本に記載する（規則18条）。
- 配当等により債権者が（規則62条）
 1. 執行債権全額の満足を受ける場合 債務者は、裁判所書記官に対し、正本の交付を求めることができる。
 2. 完全な満足を受けるには至らない場合 裁判所書記官は配当等の額を執行正本に記載し、債権者の求めに応じて債権者に交付する。
- 執行文の再度付与の場合には、その事実を債務者に通知する（規則19条）

T. Kurita

11

執行開始要件

- 適法な執行申立て 執行の基礎となる債務名義の提出が必要
- 債務名義の送達（29条）
- 執行債権に確定期限が付されている場合には、期限が到来していること（30条1項）
- 担保の提供が条件となっている場合には、担保の提供の証明のあること（30条2項）
- 反対給付の提供または履行が必要な場合に、それがなされていること（第31条1項）
- 代償請求権について執行を行う場合には、本来的給付請求権について執行が成功しないこと（第31条2項）
- 執行障害事由の不存在 集团的債務処理手続が開始されていないこと（破産70条等）

T. Kurita

12

整理

- 次の条件・期限等の充足・到来は、執行開始の段階で執行機関が確認する
 1. 確定期限の到来（30条1項）
 2. 担保の提供の証明（30条2項）
 3. 反対給付の提供または履行（31条1項）
 4. 本来的給付請求権について執行の不成功（第31条2項）
- 債権者の証明すべきその他の事実の到来は、執行文付与の段階で確認する（27条）
 1. 不確定期限の到来
 2. 停止条件